

News Letter

ビジネス・アソシエイツ あいわ税理士法人

2020
May
Vol.195



Contents

- ・ BA の電話番号が変わりました
- ・ AC アダプタやマウスを持たずノート PC だけを持ち歩くフリーアドレス
- ・ ペーパーレス化のチャンス！
- ・ リモートで使用する Plaza-i
- ・ マスターの変更と伝票データ
- ・ 検索画面の新機能
- ・ 印影について
- ・ 紙媒体や押印業務の見直し
- ・ Plaza-i 最新バージョン情報
- ・ 東京都感染拡大防止協力金
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付～新型コロナ税特法の特例～

発行元

(株)ビジネス・アソシエイツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330 | FAX 03-5444-9334

あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Ⅱ BA の電話番号が変わりました

5月7日から、BAの電話番号が変わりました

弊社 HP のお知らせ [「5月7日から電話番号が03-5520-5330に変更となります」](#)の通り、5月7日からビジネス・アソシエイツの電話番号が変更になりました。

新電話番号：03-5520-5330

※受付時間：弊社営業日 9:00～12:00、13:00～17:30

<内線番号>

71：Plaza-i 基幹系サポート

72：Plaza-i 会計系サポート、及び、
Plaza-i に関するその他ご質問等

73：技術サポート

81：Plaza-i 製品購入の相談

82：その他

※内線番号は自動音声でもご案内しております。

Ⅱ AC アダプタやマウスを持たずノート PC だけを持ち歩くフリーアドレス

USB Type-C 対応モニタ

新型ノート PC (※1) で USB Type-C 対応モニタを利用する場合、ノート PC には、USB Type-C ケーブル (※2) を 1 本接続するだけで済みます。AC アダプタを含め、他のケーブルをノート PC に接続する必要は、一切ありません。

USB Type-C 対応モニタは、後述の DP Alt Mode でノート PC から映像信号を受信し、同時に USB PD によりノート PC に給電できます。もちろん、モニタ内蔵 USB ハブも使用できます。USB Type-C ケーブル、1 本だけで、上記 3 つが同時に実現されます。

これにより、次のような運用が可能ですので、オフィスのフリーアドレス化に最適です。

- ① オフィス内のフリーアドレス用のデスクに、USB Type-C 対応モニタを設置。
- ② マウスやキーボード (テンキー) など、共有可能な USB 機器は、予め、モニタ内蔵 USB ハブに接続。
- ③ モニタには、USB Type-C ケーブルを繋いでおきます。

- ④ 社員さんは、入社後、空いているデスクの、③の USB Type-C ケーブルに自分のノート PC を接続し、すぐに仕事を開始。
- ⑤ モニタからノート PC に給電されるため、ノート PC に AC アダプタを接続する必要はありません。
- ⑥ ノート PC 本体モニタと、デスクにある大型モニタによりマルチモニタ構成が実現され、さらにモニタ内蔵ハブに接続されているマウスやキーボードなどを使用し、効率的に作業できます。
- ⑦ 帰るときは、ノート PC から USB Type-C ケーブルを外し、ノート PC をロッカー等にしまうか、又は持ち帰ります。

※1: ノート PC には、USB Type-C ポートがあり、かつ、その USB Type-C ポートが、USB PD と DP Alt Mode の両方に対応しているか、又は Thunderbolt 3 に対応している必要があります (Thunderbolt 3 規格には、USB PD と DP Alt Mode が内包されています)。

※2: USB PD と DP Alt Mode の両方に対応する USB Type-C ケーブルが必要です。通常はモニタに付属しています。

USB Power Delivery (USB PD)

USB PD は、USB Type-C でサポート可能な、給電に関するオプション規格です。オプションですので、USB Type-C ポートを搭載した PC であっても、USB PD に対応していないこともあります。

USB の給電能力は、次の表のとおり段階的に強化されてきましたが、電圧が 5V 固定だったため、スマホやタブレットの充電はできても、ノート PC のような大電力が必要な機器への給電はできませんでした。

モード	電圧	電流
USB Power Delivery	5~20V	5.0A
USB Type-C Current	5V	3.0A
USB Battery Charge	5V	1.5A
USB 3.1	5V	900mA
USB 2.0	5V	500mA

USB PD では、電圧が可変になり、最大で $20V \times 5A = 100W$ の給電が可能になりました。ノート PC の AC アダプタは 60W 程度ですので、ノート PC への給電にも十分に対応できます。実際、最近では USB PD に対応したノート PC も増えてきています。

従来の USB による給電は、ホスト (PC 等) からデバイス (周辺機器) への給電のみ可能でしたが、USB PD では、逆方向、つまり、デバイスからホストへの給電が可能にな

ったことも、大きな特徴のひとつです。

ノート PC と USB Type-C 対応モニタを接続する場合、ノート PC がホスト、モニタがデバイスの関係になりますが、デバイスであるモニタから、ホストであるノート PC に給電可能になりました。

USB PD で給電を行うには、給電側機器と受電側機器の両方が USB PD に対応していることが必要であり、原則として、両端を USB Type-C プラグのケーブルで接続する必要があります (USB Type-C⇔Lightning ケーブルは例外)。また、3A を超える電流を流す場合、eMarker という IC チップが内蔵されているケーブルを用いる必要もあります。eMarker には、そのケーブルの仕様が登録されており、接続した機器から読み取ることができます。

USB Type-C 規格において、両端が USB Type-C プラグであり、5A に対応するケーブルの場合、または、USB 3.1 に対応するケーブルの場合、ケーブル内に eMarker を内蔵することが規定されています。

ケーブルに過剰な電流が流れると、ケーブルが発熱し発火、火災に至るリスクがあります。このような事態を防ぐため、USB PD では、eMarker の情報に基づいて、ケーブルに流す電流を制御します。

USB PD により、 $5A (20V \times 5A = 100W)$ で給電できるのは、eMarker に「5A 対応」という情報が登録されている場合に限定されます。例え、給電側機器が $20V \times 5A = 100W$ 対応であっても、5A 非対応ケーブルが接続されていれば、そのケーブルに 5A の電流を流すことは危険ですので、3A 以内の電流 ($20V \times 3A = 60W$) で給電します。

DisplayPort Alternate Mode (DP Alt Mode)

USB Type-C は、USB プロトコル以外の信号を流すことができる、Alternate Mode (Alt Mode) と呼ばれるモードをサポート可能です。

Alt Mode は、USB Type-C でサポート可能なオプション規格ですので、USB PD と同様、PC に USB Type-C ポートが搭載されているからと言って、必ずしも Alt Mode が使えるとは限りません。

eMarker が内蔵された、フル機能の USB Type-C ケーブルには、High Speed (USB 2.0) 用信号線が二組 (2 本)、Super Speed (USB 3.1) 用信号線が二組 (8 本)、サイドバンド信号線 2 本、合計 12 本のデータ通信信号線があります。Alt Mode は、その信号線の一部を、USB プロトコル以外の信号を流すために転用します。

DP Alt Mode (DisplayPort 1.2) の場合、Super Speed 用信号線の一部または全部とサイドバンド信号線を DisplayPort 信号用に転用します。

接続するモニタが、フル HD モニタ 2 台までなら、Super Speed 用信号線一組とサイドバンド信号線を転用し DisplayPort 信号を流します。この場合、Super Speed 用信

号線が、もう一組残っていますので、USB Type-C 対応モニタの内蔵 USB ハブを、USB 3.1 モードで使用可能です。一方、高精細な 4K モニタに USB Type-C ケーブルで映像出力する場合、Super Speed 用信号線を全て DisplayPort 信号向けに転用する必要があります（リフレッシュレート 60Hz の場合）。この場合、USB 3.1 の信号は流せなくなります（USB 2.0 の信号は流せます）。

さらにトリプルモニタで運用する

DisplayPort は、規格上、複数のモニタを数珠つなぎ（ダイジーチェーン）にすることができますので、次のような接続が可能です。

『ノート PC』→USB Type-C ケーブル→『モニタ A』→DisplayPort ケーブル→『モニタ B』

この接続により、ノート PC に USB Type-C ケーブルを 1 本接続するだけで、モニタ A とモニタ B の両方に映像出力し、マルチモニタ構成にできます。ノート PC 本体モニタを含めればトリプルモニタ構成になります。

この場合、モニタ A は、新型の USB Type-C 対応モニタであり、かつ、DisplayPort “OUT 端子”が搭載されている必要がありますが、モニタ B の方は、従来からある DisplayPort 付きモニタで大丈夫です。

II ペーパーレス化のチャンス！

10 月から法律が変わります

[「令和 2 年度 税制改正」](#)（令和 2 年 3 月 財務省）によると、令和 2 年 10 月 1 日から、電子帳簿等保存制度の見直しが適用されます。今までは、電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、(a)（発行者側がタイムスタンプを付与していたとしても）データの受領者が受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は、(b) 改ざん防止等のための事務処理規定を作成し運用、という選択肢がありました。

タイムスタンプとは、電子データの信頼性を担保するために付与するものであり、一般財団法人日本データ通信協会が認定した事業者だけが発行できます。タイムスタンプの付与により、付与した時刻から文書が変更されていないことを証明することができます。

今回の改正により、改正前に加えて、(c)ユーザ（受領者）が自由にデータを改変できないシステム（サービス）等を利用、(d)発行者側でタイムスタンプを付与、という 2 つの選択肢が増えました。ポイントは、タイムスタンプの付与を不要とする(c)が認められるようになった点です。クラウド会計・経費精算サービス等、ユーザによるデータ改変ができないサービスを利用することにより、発行者側も受領

者側もタイムスタンプを付与しなくても電子データのまま保存できるようになります。

なお、紙に印刷されている書類をスキャナでデータ化するスキャナ保存の要件は上記とは違います。スキャナ保存ではタイムスタンプが必要であり、スキャナ要件に対応している経費精算システムは、スキャンした領収書等のデータを申請者がアップロードする時に自動的にタイムスタンプを付与するようになっているようです。

紙があるから経理はテレワークができない

MF KESSAI 社の[「経理財務・会計担当者のテレワークの対応状況」](#)（2020 年 4 月 27 日）によると、会社役員及び経理財務・会計担当者 1,000 名に対して調査したところ、完全にテレワークに対応できている会社役員及び経理財務・会計担当者は 17%にとどまったそうです。その要因としては、取引先への振り込み、請求書の作成・押印・発送、取引先からの請求書の受け取り、契約書類の押印・発送など、データできていない紙書類への対応があるそうです。

弊社でも、全社員が在宅勤務を実施していますが、やはり、紙書類への対応のために、役員や経理担当者は月に数回ではありますが、出社しています。

弊社も Web 請求書システムを導入中です！

弊社も紙書類を減らすために、現在、請求書発行を Web 化するクラウドサービスの導入を進めています。弊社の業務も Plaza-i で運用していますが、Plaza-i から作成した請求書データを CSV 等のテキストデータを介さずに、API でクラウドサービスにそのまま連携できるようにします。API とは、Application Programming Interface の略で、異なるソフトウェア間の機能を共有する仕組みのことです。Plaza-i とクラウドサービスを 1 つのシステムのように繋げることができます。請求書の受領者であるお客様は、Web でその請求書を確認します。お客様は弊社が Web にアップロードした請求書データを自分では変更できませんので、先程の(c)の要件を満たすと考えています。法人における請求書の保存期間は 7 年間ですので、データの保存期間も Web 請求書クラウドシステム導入時の確認ポイントになります。

ペーパーレス化の環境が更に整っていく

ペーパーレス化が難しい要因の一つとして、書類への押印もありますが、e シールの導入が検討されているようです。e シールは、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置で、企業の角印の電子版に相当します。似たようなものに電子署名がありますが、e シールが組織の正当性を確認するのに対して、電子署名は人の正当性を確認するものです。電子署名は、個人印や代表者印の電子版に相当します。[「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度（e シール）の検討の方向性について」](#)（令和 2 年 4

月 20 日 サイバーセキュリティ統括官室)によると、インボイスの導入とともに企業間のやり取りの電子化が一層進展することを見据え、2022 年度からの e シール運用開始を目指しているそうです。

新型コロナウイルスの影響で日本や世界経済がピンチですが、会社が大きく変わるチャンスでもあります。先日、テレビで日本電産の永守会長が、テレワークを信用していなかったが、テレワークにより商談に使える時間が増えて受注を増やしている人の姿を見て、テレワークは当たり前になってくるのではないかと考えが変わったことを話していました。ペーパーレス化は業務負担の軽減や効率化だけではなく、税務コンプライアンスの向上などの内部統制強化のメリットもあるようです。会社を強くするチャンスと捉えて、ペーパーレス化など、業務を見直してみる良い機会かもしれません。

II リモートで使用する Plaza-i

弊社の取り組み事例

コロナウイルスの影響により、企業の働き方が見直されてきております。弊社では 2011 年に発生した東日本大震災を契機に BCP の対応を強化してきました。具体的には社内にあった物理サーバを DC に移行し、またシンクライアント化を行ってきました。ここへきて社会のテレワーク環境の推進によって一層、環境の変化が求められています。Office365 を使用したチャット、電話、WEB 会議を活用しどこにいても業務ができる環境が求められています。また自社の業務で使用しているシステムを EC2 へ移行し、クラウド化を行い、また在宅からは SSL を使用し業務サーバに接続することによって、自宅からも社内と同様の作業が可能です。将来的には市場全体が SaaS を介して、必要なアプリケーションを呼び出し操作することになると見ております。そうすることによって、よりセキュアで柔軟性のある構成が求められてくると見込んでおります。

Plaza-i を在宅から使用するために必要なもの

さて Plaza-i を在宅からなどリモートで使用できないかという問い合わせが増えてきております。Plaza-i の使用形態は現時点では主に 3 通りございます。①クライアント/サーバ形式、②RDS 形式、③スタンドアロン形式となります。どの方式も VPN を使用することによって在宅から Plaza-i をセキュアにアクセスすることが可能です。従いまして何かしらの VPN の仕組みが必要になりますので、まずはその環境が社内システムで利用可能かどうかご確認ください。特に準備がない場合には弊社からもいくつかご提案可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

①の場合は接続元の PC 側にアプリケーションをインストールする必要がありますが、この①の方式の場合リモ

ートから接続する場合ネットワークに大きな遅延が発生するため、社内にある Plaza-i PC にリモートアクセスすることによって遅延を回避できる可能性があります。社内の普段使用している Plaza-i クライアント PC にアクセスするため、基本的には普段社内で Plaza-i を使用している環境がそのまま使用できます。ユーザ数が多い場合には、アプリケーションサーバを別に立てて、そこにリモートデスクトップ接続することにより、集中管理が可能です。その場合には、マイクロソフトのライセンス費用とサーバの費用が発生いたします。環境を整えるのに相応の時間とコストが発生します。

②の方式の場合には、VPN が繋がれば社内で操作する際と大差なく Plaza-i を使用することが可能です。弊社からクラウドを使用した Plaza-i をご提供している場合には、在宅端末に設定を行えば問題なく接続できるはずですが、SSL VPN によるセキュアなアクセスとなります。環境が不明な場合には弊社までお問い合わせください。

③のスタンドアロン方式では、主に 2 つあります。Plaza-i 端末を自宅に持ち帰る方法と自宅から社内にある Plaza-i PC にリモートデスクトップを使用して接続する方法です。前者は端末を持ち運ぶことによるセキュリティリスクや端末の破損に繋がる恐れがあるためお勧めいたしません。ディスクの暗号化や紛失時の追跡など十分にセキュリティが担保できる場合のみ検討ください。VPN 経由でリモートデスクトップを使用して、社内にある Plaza-i 端末に接続する方法を検討ください。接続する際の注意点としては、①Plaza-i クライアント PC 電源が起動していること②リモートデスクトップの許可を ON にすること③端末のスタンバイモードを OFF すること。これらに加え、セキュリティポリシーで厳しく制限されている場合には必要に応じて調整する必要があります。

なおプリンターからの印刷やファイルのやりとりを行う際はリダイレクトの機能を使用することによって実現可能です。貴社の運用ルールを定めたくうえでその機能の使用を検討ください。セキュリティ面での注意点としては①クライアント PC は最新のパッチ適用、②ウイルス対策ソフトウェアを適用すること。③それに加えファイルのコピーや印刷に制限をかけたい場合には、クライアント PC 側をセキュリティソフトウェアなどをインストールし制限をかけるなどの対策が必要になります。サードパーティ製の製品や Office365 であれば Intune などによって制限をかけることができます。またいつだれがアクセスしたかを定期的に確認する作業も必要になります。重要データを扱うため、セキュリティを意識し運用を検討する必要があります。使用方法でお困りのことがありましたら、弊社技術サポートまでお気軽にお問い合わせください。

II マスターの変更と伝票データ

はじめに

今回はマスターデータの変更作業についてしたいと思います。「マスターデータを変更したけど、伝票に反映していない」というお問い合わせを頂くことがあります。Plaza-iの仕組みや、対策について得意先および取引先マスターを変更した際のSOE受注伝票入力および支払先マスターを変更した場合のAPS支払方法変更を例にしてご案内致します。対策につきましては、すでにオプションにより設定されている場合もございます。

取引に転記したらマスター変更では反映しない

Plaza-iのデータベース内にはデータを格納するテーブルというものがいくつも存在しており、マスターのテーブル、伝票データのテーブルという形で分かれています。伝票入力時に、マスターの一部の情報を参照して伝票に転記し、保存をして伝票のテーブルとして格納します。伝票のテーブルとマスターのテーブルは別のため、その後マスターを変更しても、伝票テーブルまでは変更をしないというのが、Plaza-iの基本となります。

各伝票入力メニューにおいて変更できる項目については、各伝票テーブルに項目を保持しているため、マスターを変更しても、伝票テーブルには反映しません。

例えば、得意先および取引先マスターを変更した場合でのSOE受注伝票入力では、得意先の名称、住所情報、請求情報という部分は、マスターを変更しても伝票のデータには反映されません。得意先の名称の変更、決済条件の変更があって、マスターの変更を行う場合は、変更する得意先に関して、受注の状況を確認し、社名、住所を変更すべきかどうか、確認を行う必要があります。

APS支払先マスターを変更した場合は、支払方法変更画面で、すでに作成している支払の口座情報を確認する必要があります。

マスター変更前に作成した伝票をコピーする

マスターの変更後、新規で初めから入力する伝票については、マスター変更後の情報を取得しますが、マスター変更前に作成している伝票をコピーして作成した場合、コピー元の名称や、住所、請求情報は元のままです。そのままコピーではなく、最新のマスターの情報を再取得させるために、SOE受注伝票入力ではフォーム別オプション「複写時得意先マスター再取得区分」を設定して最新の得意先情報を取得させることができます。常にマスターの情報を取得して問題ない場合は、こちらのオプションを設定します。

マスターでデフォルトを決定できる

ここまで、マスターの変更に関する反映をご案内してきましたが、視点を変えて、デフォルトはマスターから転記しているが、伝票で毎回決まった値に入れなおしている、ということはないでしょうか。例えば、SOE受注伝票入力で得意先マスターから支払予定日コードを転記しているけど、いつも決まったコードに振替えている。ということはないでしょうか。この場合は、得意先マスターで正しいデフォルトを設定してしまったほうが良いでしょう。

最後に

マスターの途中変更作業という作業自体は、例えば社名が変わった、移転した、取引条件が変わった場合に必要となるものであり、一度登録したマスターを頻繁に変えるということはめったにありません。今回ご紹介させて頂いたマスターの変更が問題になるケースですが、意外にもマスターの新規登録時に発生しており、マスターの新規登録後、伝票登録を行い、承認処理時や計上処理時に登録ミスが判明し、マスターのみ変更しているということが多いです。最後になりますが、まずはマスターの新規登録の際に正しい情報入力を行うという点も心掛けて頂ければ、安全にPlaza-iを運用して頂けるということも付言させて頂きます。

II 検索画面の新機能

はじめに

今年に入ってからリリースされた検索画面に関する新機能を2つご紹介します。

クイック検索

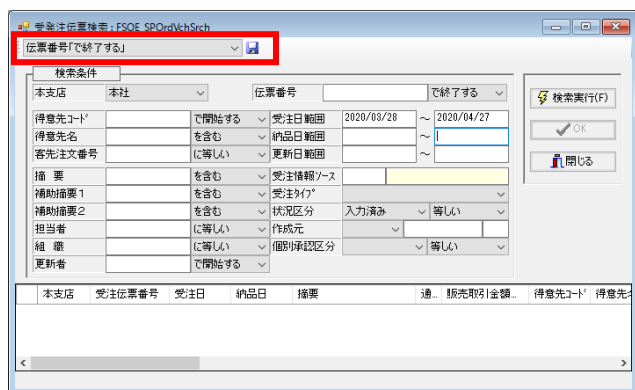
検索画面の範囲指定条件を入力するたびに、検索を実行する機能です。通常だと検索条件を入力したあとに検索ボタンをマウスでクリックするか、ショートカットキー(Alt+F)を入力することで検索を実行しますが、本機能ではその手間を削減することができます。また、本機能利用時は検索結果が表示された段階でデータグリッドにフォーカスが移るので、検索条件の入力→検索の実行→検索結果から値の選択の3ステップをシームレスに行うことができ、小気味よく操作することができます。

一方で、データ量が多い環境の場合、検索条件が少ない状態で検索実行されてしまうため、検索結果の表示待ちに時間がかかる場合があります。本機能を有効にするかどうかは、よくご利用になる検索画面についてテスト環境でパフォーマンスを確認することを推奨いたします。

クイック検索機能は、すべてのケースで有効であるとは言えないものの、①マスターや伝票のデータ量が比較的少ない、②検索条件で入力する項目が少ない(伝票番号、得意

先・仕入先等のコード、名称) 場合には操作効率を高める効果が期待できる機能です。ぜひご検討ください。

パラメータ保存機能



検索画面においても、印刷指示画面や一部の照会画面と同様に検索条件を保存することができるようになります。操作方法は従来のパラメータ保存機能と同様で、検索条件を入力し、画面左上の保存ボタンから登録・更新を行います。

従来のパラメータ保存機能との相違点ですが、まずパラメータはローカル PC ではなく、データベースにユーザ ID 別に保存されます。PC 移行の際にローカル PC のフォルダを移行する必要がなくなります。この点については元々対応している画面についても切り替えを進めていきます。

次に、検索画面は多くのモジュールから開かれることが多いため、システムを跨いで共通のパラメータを利用できるようにしています。

最後に日付のパラメータ保存時に、「直近 2 週間を指定する」、「常に月初からの検索を行う」のような検索条件の保存をするための「保存パラメータ日付ダイアログ機能」ですが、従来の画面では一部の日付テキストボックスの右隣にあるボタンを押すことで利用し、ボタンのないテキストボックスは機能に非対応でしたが、検索画面ではすべての日付テキストボックスで本機能に対応しています。なお、ボタンではなく「Shift+F5」を利用する点にご注意ください。

また、先にご紹介したクイック検索機能を有効にすると、パラメータを切り替えるたびに検索を実行することができます。

おわりに

クイック検索機能は V2.02.11 (2020 年 1 月リリース) から、パラメータ保存機能は V2.02.15 (2020 年 5 月リリース) からご利用可能です。ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当へお問合せください。

II 印影について

はじめに

昨今の新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務を推奨している会社が多く、システムのリモート操作やペーパーレス化の需要が高まっているように感じられます。

弊社におきましても、緊急事態宣言期間中は原則的に全社員在宅勤務を実施させていただいております。また、Plaza-i をご利用中のお客様におきましても、Plaza-i をリモートで操作したいというお問い合わせを多くいただいております。

しかしながら、請求書発行等の作業においては、弊社におきましても紙ベースでの送付を行っておりますので、月末月初には事務所に作業する人間を配置する必要があります。

また、社判を必要とする書類や契約書においては、印鑑は社内で押す必要があるため、印鑑を押す権限のある人間が事務所に常駐する必要があります。そしていまだ多くの会社において、ハンコを押すために出社を余儀なくされているというニュースも見受けられます。

Plaza-i での各汎用帳票において印影を付加することが可能となっております。本稿では、その設定や運用方法について記載したいと思います。

会社印影（社判）の設定方法について

V2.01.39.00 から Plaza-i の各汎用帳票のヘッダ及びフッタに対して、社判やサインを印刷することが可能になりました。

また、汎用帳票だけでなく、外部帳票として利用する「ARS 売掛金・買掛金確認状」においても設定することが可能です。

印影を印刷するためには、ロゴと同様に予め印影データを JPG 形式等で用意しておく必要があります。印影を印刷するときは通常カラー印刷で行いますので、カラーキャナーまたはデジカメ等で印影をデジタル化し、144×144 ピクセル程度の大きさの BMP ファイルを作成しておきます。現状は BMP、JPG 形式のみ有効となっており、なるべく正方形の BMP 形式の印影ファイルを準備してください。

また、印影の印刷方法は通常会社名と重なるように印字します。推奨の設定方法としましては、印影ファイルを透過させるのではなく (BMP 形式の背景透過処理は容易ではないため)、印影ファイルの上に会社名を設定 (印字) することで対応します。

作成した印影ファイルを Plaza-i サーバに配置して「USR 外部ファイル指定パターンマスター」において、ファイルパスとファイル名を指定しておきます。「USR ユーザロケーションマスター」の「外部ファイル指定パターン印影」に

「外部ファイル指定パターン番号」を参照するように設定しておきます。

最後に、各汎用帳票に印影用のオブジェクトを設定します。各汎用帳票のオブジェクト名の詳細は各汎用帳票のユーザーズガイドをご参照ください。

また、サイン（署名）に関しても同様に、BMP/JPG形式でサインデータを作成しておきます。サインの場合は署名者名も並びで印刷することが可能ですが、現状マスターから署名者を取得することが出来ないため、ユーザキャプションマスターで直接、署名者名を設定しておく必要があります。

上記の設定詳細はユーザーズガイドにも記載がありますのでご参照ください。

- ・USR セットアップ（章）、ユーザロケーションマスター（節）、入力項目（項）、「外部ファイル指定パターン印影」
- ・CMN 管理者編（章）、汎用帳票印刷（節）、セットアップ（項）、「印影の設定」

承認者、担当者印影の設定方法について

V2.02.11.00 から汎用見積書、汎用発注書において、伝票承認者（ワークフローの承認者）の押印欄に承認者印影を印刷し、担当者の押印欄に担当者印影を印刷することが可能になりました。ただし、承認者を印刷する場合は、ワークフローの機能を利用することが前提となっております。

運用の例としては、見積書の場合、「SOE 見積伝票入力」を第1担当者や営業事務者が入力後、Plaza-i 内のワークフロー機能を通じて承認まで行います。（社内で回覧し承認まで行います。）

その結果を見積書として印刷した際に、見積書（紙）においても承認者、担当者の各押印を各押印欄に印字させることが可能となり、そのまま客先へ提出することが出来ます。（当然ですが、提出する際は電子印影が契約時に法的効力を持つことをご確認の上ご利用ください。）

設定方法は、「USR ユーザ帳票オプションマスター」の「承認者印影印刷区分：WF 承認ユーザ ID」に設定しておきます。担当者に関しては、「担当者印影印刷区分：第1担当者」に設定します。

そうすることで、承認者は承認者のユーザ ID を取得し、担当者は「SOE 見積伝票入力」の第1担当者のユーザ ID を取得し、「USR ユーザ ID マスター」の「外部ファイル指定パターン印影」で登録した「外部ファイル指定パターン番号」の画像ファイルから印影データを取得することが可能です。各汎用帳票のどのオブジェクトに各印影を出力するかは、各汎用帳票のユーザーズガイドをご参照ください。

（見積書の場合は、SOE 見積（章）、汎用見積書 1~5(V2)（節）、ヘッダ部分（項）の「第1担当者印影」部分になります。）

おわりに

今回ご紹介した印影の機能につきましては、対応バージョン以降にバージョンアップをしていただいた上でセットアップの変更が必要となります。

ご不明点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当へお問い合わせください。

II 紙媒体や押印業務の見直し

紙媒体や押印の見直しを政府が提言

安倍首相は4月22日、接触機会の8割削減や給付金など緊急経済対策の迅速な対応を図ることを狙いとして、IT総合戦略本部の会合で「民間の経済活動で紙媒体や押印を前提とした業務慣行を改めるよう、全面的に点検してほしい」と指示しました。

また同27日には、官邸で開いた経済財政諮問会議で、行政手続きにおける押印や対面、書面提出の慣行の見直しを進めるよう関係省庁に通達しました。

多くの企業でも押印が課題

緊急事態宣言後も「やむなく出社」が続く理由の一つとして、ハンコが存在があります。

経営財務の国際資格認定機関である一般社団法人日本CFO協会が企業のCFO（最高財務責任者）をはじめ経理・財務部門の幹部を対象に、「新型コロナウイルスによる経理財務業務への影響に関する調査」を実施し4月6日に結果が公表されました。

テレワークを実施または推奨した企業のうち「テレワーク実施中に出社する必要が発生した」という回答は41%で、出社理由は「紙の書類の処理（請求書・証憑書類・押印手続・印刷）」「会議への参加」「打合せ」「銀行対応」などがあり、テレワークへの取り組みは広がったものの、自宅や社外では対応できない業務もまだ多いようです。

このうち会議や打ち合わせはオンラインツールの導入で、銀行業務も（手続きに印鑑が必要というのは皮肉な話ですが）オンライン化可能です。

多くの企業で最後まで残るのは契約書や請求書への押印、それに付随した郵便業務でしょう。

事業活動においては代表者印や銀行印、角印などの認め印といった会社印に加え、個人印、訂正印など多くの種類があります。私生活においても実印や銀行印、認め印といった複数の印鑑を使い分けています。

環境に対応して変化する

このコロナ情勢下において日本郵便やクロネコヤマトでは、荷物の受け取りにハンコやサインが不要な「置き配」が可能になりました。

東日本大震災のときは通帳もカードも印鑑も失った被災

者に対し、本人確認の情報で金融機関は一定額まで引き出すことができました。利用者の混乱を最小限に抑えるため手続きの流れ自体はそのままに、本人の確認方法や渡し方を変えただけです。

会社においても、必ずしも必要かどうか分からないまま慣習で押印しているもの、紙で発行しているものは無いでしょうか。

社員の中にも必須がどうか分からないまま、というよりやるのが当たり前と思って(思考を停止して)不要な作業を続けている人がいるかも知れません。

テレワーク用のオンラインツールは導入コストや運用保守といったハードルがありますが、社内ルールの変更は比較的進めやすいのではないのでしょうか。

|| Plaza-i 最新バージョン情報

2020年5月22日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

・ Plaza-i.NET V2.02.15.05

II 東京都感染拡大防止協力金

1.はじめに

新型コロナウイルスへの影響が多方面に及んでおりますが、今回は東京都の感染拡大防止協力金について一連の手続きをご紹介します。

2.東京都感染拡大防止協力金

◆協力金の概要

東京都から「新型コロナウイルスによる感染拡大防止の為の東京都における緊急事態措置等」において事業者へ休業等の要請がされました。これに応じて休業等に協力した都内中小企業及び個人事業者へ感染拡大防止協力金（以下、協力金。）が支給されます。

支給額：50万円

（2店舗以上で休業等に取り組む事業者は100万円）

※給付金の使途に制限はありません。

◆申請要件

次の全てを満たす方が対象となります。

①東京都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない方

②緊急事態措置の実施前（令和2年4月10日以前）から、対象施設※に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方

※対象施設

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

③緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月11日から令和2年5月6日まで）の内、少なくとも令和2年4月16日から令和2年5月6日までの全ての期間において、東京都の要請に応じ、休業等している方

※休業要請を受けておらず自主的に休業した場合は対象なりません。

※売上の減少は要件となっていません。

◆申請方法

①専門家による事前確認

協力金は円滑な申請と支給の為、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなど専門家の事前確認が望まれています。（専門家による事前確認がなくとも申請は可能です）事前確認を行う専門家は東京都内の青色申告会、税理士、公認会計士、中小企業診断士、行政書士が対象となります。

<専門家による事前確認のポイント>

●中小企業又は個人事業主か

業種によって中小企業の要件が異なり、資本規模・従業員数など中小企業基本法の定める中小企業又は個人事業主であるか

●施設

施設は都内の事業所か、申請に係る対象施設の区分が適当か、業態に必要な許認可を受けているか

●営業実態

緊急事態措置前の営業活動の実態があるか、要請に応じた休業・短縮営業の取組が適切か

●申請書類確認

1 感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書

2 誓約書

3 緊急事態措置前から営業を行っていたことがわかる書類

4 休業等の状況がわかる書類

5 支払金口座振替依頼書

②申請書類の提出

申請方法：オンライン、郵送のほか都税事務所・支所庁舎へ持参し提出する方法があります。

申請受付期間：令和2年4月22日～同年6月15日

3.東京都以外の協力金

①神奈川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

支給額：10万円～30万円

②埼玉県中小企業・個人事業主支援金

支給額：20万円又は30万円

③千葉県 中小企業等への支援

支給額：10万円～30万円

対象事業者：売上げが前年と比較し50%以上減少かつ休業等に応じた県内中小企業者

※①②は売上の減少は要件となっていません。

※①～③は専門家による事前確認は不要。

※申請方法、受付期間は東京都と異なります。

その他、市町村で実施している給付金制度もあるようです。

4.協力金以外の給付金制度

①持続化給付金

コロナ禍における事業継続、再起の糧とするための給付金制度。対象は中小企業及び個人事業主。休業要件はなく、売上が前年同月比50%以上減少していることが要件。給付額は最大法人200万円、個人事業主100万円。

②雇用調整助成金

雇用維持を図るための休業手当費用を助成する制度。新型コロナウイルスの影響により、従来の制度内容が拡大しております。適用要件は企業規模により異なりますが、大企業も適用を受けることができます。

5.おわりに

新型コロナウイルスによる影響は長期化することが考えられます。それに伴ってご紹介の制度も要件、期間が変更となることも想定されますので最新情報をご確認ください。

II 欠損金の繰戻しによる還付 ～新型コロナ税特法の特例～

1.はじめに

『中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が前期までは黒字だったが当期において赤字を出してしまった。』

そのような場合に前期に納付した法人税から当期の赤字に相当する法人税の一部の還付を受けることが出来るという制度をご紹介します。

この制度は本来であれば、中小企業者等が利用可能で大法人は利用することが出来ない制度となっています。

しかし、現在は新型コロナウイルスの影響を受けて中小企業者等だけでなく、利用することが出来る法人の範囲が拡大しています。

2.制度の概要

◆欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人

欠損金の繰戻し還付制度は、中小企業者等がこの制度の適用を受けることが出来ます。

◆中小企業者等の範囲

- ①普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資をしないもので、各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものを除いたものです。
 - イ 相互会社及び外国相互会社
 - ロ 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人
 - (ロ) 相互会社及び外国相互会社
 - (ハ) 受託法人
 - ハ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有されている法人（ロに掲げる法人を除きます。）
 - ニ 投資法人
 - ホ 特定目的会社
 - ヘ 受託法人
- ②公益法人等又は協同組合等
- ③法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる次の法人
認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合
- ④人格のない社団等

◆適用要件

この制度の適用を受けるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 欠損金が生じた事業年度において青色申告を提出期限までに提出していること。
- ② 所得が生じた事業年度から欠損金が生じた事業年度まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ③ 還付請求書を、当事業年度の申告書の提出と同時に提出していること。

◆還付金の計算方法

還付金の計算方法は次のとおりです。

$$\text{還付金額} = \frac{\text{還付所得事業年度の法人税額}}{\text{還付事業年度の所得金額}} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付事業年度の所得金額}}$$

※当事業年度の欠損金額は前事業年度の所得金額を限度としています。

◆地方税の繰戻し還付

法人の所得にかかる税金の中でも、欠損金の繰戻し還付の制度により還付を受けることが出来るのは、法人税と地方法人税だけです。

法人事業税、地方法人特別税、法人住民税については還付を受けることは出来ません。

3.新型コロナの特例

前述の通り、本来であればこの制度は中小企業者等に対する制度であります。新型コロナウイルスの影響により欠損金の繰戻しによる還付を受けることが出来る法人の範囲が拡大し、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については中小企業者等に加え、資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人も、この制度の適用が認められます。

※ただし、大規模法人の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されている法人等は除かれます。

4.おわりに

新型コロナの特例が令和2年4月30日に施行されました。本来であれば利用することが出来ない資本金が1億円超10億円以下の法人でも現時点では条件を満たせば利用することが出来ます。

また、令和2年7月1日前に欠損事業年度の確定申告書を提出している場合の請求期限は令和2年7月31日となっているのでまだ間に合います。（2月決算法人や3月決算法人も遡って利用することが可能となっています。）

欠損金の繰戻し還付は欠損金繰越控除に比べて、還付を受ける（将来の税金を減らすのではなく）ことでキャッシュフローの改善に向かいやすくなる効果があります。

ぜひ、ご検討ください。